（その1）

千葉県
選挙管理委員会
30. 3. -2
千選管第　号

収支報告書

平成29年分
（　　開催分）

（ふりがな）　みんしんとうちばけんさんぎいんせんきょくだいよんそうしぶ

1 政治団体の名称　民進党千葉県参議院選挙区第４総支部

2 主たる事務所の所在地　千葉県柏市中央町5-21-705

3 代表者の氏名　長浜　博行

4 会計責任者の氏名　副島　浩

事務担当者の氏名　副島　浩

（電話）　03-6550-0606

（電話）

（電話）

（電話）

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☑ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☐ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類（現職・候補者の別）

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　長浜　博行

公職の種類（現職・候補者の別）　参議院議員（現職）

公職の候補者の氏名（２人目）

公職の種類（現職・候補者の別）

公職の候補者の氏名（３人目）

公職の種類（現職・候補者の別）

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
17339102	29	300302	¥12,272,653

資金管理団体の指定の期間

から
まで

（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から
まで

（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	27,794,840
（前年からの繰越額）	7,362,830
（本年の収入額）	20,432,010
支　出　総　額	15,522,187
翌年への繰越額	12,272,653

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	707,000
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	617

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	525,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	525,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	525,000	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事　業　の　種　類	金　　額	備　　考
政策セミナー	2,950,000	平成29年6月21日　ホテルルポール麹町
合　　計	2,950,000	

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金　　額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備　　考
民進党千葉県連	200,000	H29/6/13	千葉県千葉市中央区新千葉2-5-14	
民進党千葉県連	1,000,000	H29/9/22	千葉県千葉市中央区新千葉2-5-14	
民進党本部	3,000,000	H29/3/27	東京都千代田区永田町1-11-1	
民進党本部	2,000,000	H29/6/9	東京都千代田区永田町1-11-1	
民進党本部	50,000	H29/8/10	東京都千代田区永田町1-11-1	
民進党本部	2,000,000	H29/9/21	東京都千代田区永田町1-11-1	
民進党本部	2,000,000	H29/10/6	東京都千代田区永田町1-11-1	
民進党本部	3,000,000	H29/10/10	東京都千代田区永田町1-11-1	
民進党本部	3,000,000	H29/11/10	東京都千代田区永田町1-11-1	
合　　計	16,250,000			

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
1件10万円未満のもの	10	
合　　計	10	

（その7）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
山本武雄	200,000	H29/4/13	東京都江東区富岡2-8-5-501	会社役員	
その他の寄附	325,000				
合計	525,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	5,800,178	0	
(2) 光熱水費	101,692	0	
(3) 備品・消耗品費	2,326,499	0	
(4) 事務所費	3,150,243	0	
小計	11,378,612	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	3,511,660	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	631,915	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	159,728	0	
イ 宣伝事業費	21,000	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	451,187	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	4,143,575	0	
合計	15,522,187		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電気	10,813	H29/2/16	東京電力ｴﾅｼﾞｰﾊﾟｰﾄﾅｰ株式会社	東京都港区海岸1丁目11番1号	
その他の支出	90,879				
合計	101,692				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
車両代	950,000	H29/11/7	株式会社ｼﾞｪｲｽﾞｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ	埼玉県さいたま市岩槻区末田2143-1	
ﾅﾋﾞ・ﾀｲﾔ・ﾎｲｰﾙ一式	400,000	H29/11/7	株式会社ｼﾞｪｲｽﾞｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ	埼玉県さいたま市岩槻区末田2143-1	
雑貨	17,126	H29/11/7	ｺｸﾖﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ株式会社	東京都港区港南1-8-35	
その他の支出	959,373				
合計	2,326,499				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
通信費	17,379	H29/1/4	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
郵送費	14,538	H29/1/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	
通信費	18,234	H29/1/31	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
郵送費	12,762	H29/2/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	
通信費	13,540	H29/2/28	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
通信費	18,725	H29/3/3	ﾄﾞｺﾓｼｮｯﾌﾟ柏二番街店	千葉県柏市柏1丁目7-1DayOneタワー202	
通信費	17,648	H29/3/31	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
郵送費	14,868	H29/4/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	
通信費	30,126	H29/5/1	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
郵送費	77,360	H29/5/11	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送費	10,064	H29/5/22	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	
通信費	17,840	H29/5/31	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
郵送費	15,198	H29/6/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	
通信費	18,640	H29/6/30	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
通信費	17,742	H29/7/31	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
通信費	22,284	H29/8/31	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
通信費	17,787	H29/10/2	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
通信費	18,038	H29/10/31	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
郵送費	13,974	H29/11/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	
宅配費	22,785	H29/11/27	ヤマト運輸株式会社	東京都中央区銀座2-16-10	
通信費	17,877	H29/11/30	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
レンタルコピー機	17,115	H29/1/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
会計監査手数料	108,000	H29/2/9	岡田尚子税理士事務所	千葉県柏市南増尾3丁目40番9号	
レンタルコピー機	17,115	H29/2/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
レンタルコピー機	17,115	H29/3/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
レンタルコピー機	17,115	H29/4/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
レンタルコピー機	17,115	H29/5/29	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
レンタルコピー機	17,115	H29/6/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
レンタルコピー機	17,115	H29/7/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
レンタルコピー機	17,115	H29/8/28	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
サーバー費用	41,321	H29/8/30	株式会社ジェイコス	東京都千代田区麹町3-7-9センダビル4F	
家賃更新料	136,000	H29/9/4	株式会社穂高賃貸センター	千葉県柏市中央町5番21号	
レンタルコピー機	17,115	H29/9/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	
レンタルコピー機	17,115	H29/10/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋スクエア	

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
駐車場更新料	19,440	H29/11/7	有限会社東葉産業	千葉県柏市旭町一丁目2番1号	
コピー機レンタル代	17,115	H29/11/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
コピー機レンタル代	17,115	H29/12/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
駐車場代	19,440	H29/1/26	有限会社東葉産業	千葉県柏市旭町1丁目2番1号	
家賃	118,600	H29/1/31	株式会社穂高賃貸センター	千葉県柏市中央町5番21号	
駐車場代	19,440	H29/2/27	有限会社東葉産業	千葉県柏市旭町1丁目2番1号	
家賃	118,600	H29/2/28	株式会社穂高賃貸センター	千葉県柏市中央町5番21号	
駐車場代	19,440	H29/3/27	有限会社東葉産業	千葉県柏市旭町1丁目2番1号	
家賃	118,600	H29/3/31	株式会社穂高賃貸センター	千葉県柏市中央町5番21号	
駐車場代	19,440	H29/4/26	有限会社東葉産業	千葉県柏市旭町1丁目2番1号	
家賃	118,600	H29/4/28	株式会社穂高賃貸センター	千葉県柏市中央町5番21号	
駐車場代	19,440	H29/5/26	有限会社東葉産業	千葉県柏市旭町1丁目2番1号	
家賃	118,600	H29/5/31	株式会社穂高賃貸センター	千葉県柏市中央町5番21号	
駐車場代	19,440	H29/6/26	有限会社東葉産業	千葉県柏市旭町1丁目2番1号	
家賃	118,600	H29/6/30	株式会社穂高賃貸センター	千葉県柏市中央町5番21号	
駐車場代	19,440	H29/7/26	有限会社東葉産業	千葉県柏市旭町1丁目2番1号	
家賃	118,600	H29/7/31	株式会社穂高賃貸センター	千葉県柏市中央町5番21号	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
駐車場代	19,440	H29/8/28	有限会社東葉産業	千葉県柏市旭町1丁目2番1号	
家賃	118,600	H29/8/31	株式会社穂高賃貸センター	千葉県柏市中央町5番21号	
駐車場代	19,440	H29/9/26	有限会社東葉産業	千葉県柏市旭町1丁目2番1号	
家賃	118,600	H29/9/29	株式会社穂高賃貸センター	千葉県柏市中央町5番21号	
駐車場代	19,440	H29/10/26	有限会社東葉産業	千葉県柏市旭町1丁目2番1号	
家賃	118,600	H29/10/31	株式会社穂高賃貸センター	千葉県柏市中央町5番21号	
駐車場代	19,440	H29/11/27	有限会社東葉産業	千葉県柏市旭町1丁目2番1号	
家賃	118,600	H29/11/30	株式会社穂高賃貸センター	千葉県柏市中央町5番21号	
駐車場代	19,440	H29/12/26	有限会社東葉産業	千葉県柏市旭町1丁目2番1号	
家賃	118,600	H29/12/29	株式会社穂高賃貸センター	千葉県柏市中央町5番21号	
その他の支出	556,213				
合計	3,150,243				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				旅費交通費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交通費	16,760	H29/2/24	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
交通費	28,680	H29/9/5	東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木2-2-2	
交通費	41,550	H29/11/24	さくらや新橋	東京都港区新橋2-16-1ニュー新橋ビル1階	
交通費	27,700	H29/11/24	さくらや新橋	東京都港区新橋2-16-1ニュー新橋ビル1階	
交通費	20,420	H29/12/27	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
その他の支出	2,374,350				
合計	2,509,460				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				渉外費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会費	15,000	H29/1/5	株式会社千葉日報社	千葉県千葉市中央区中央4-14-10	
会費	19,200	H29/1/18	家庭倫理の会柏市	千葉県柏市戸張967-26	
会費	12,000	H29/3/1	連合千葉議員団会議	千葉県千葉市中央区中央4-13-10	
会費	12,000	H29/5/31	連合千葉議員団会議	千葉県千葉市中央区中央4-13-10	
会費	33,000	H29/8/31	移植・再生医療を支える会	東京都港区南青山2-26-35-8F	
会費	12,000	H29/9/5	一般社団法人実践倫理宏正会柏支舎	千葉県柏市根戸415-1バームステージ北柏303	
会費	20,000	H29/9/29	山科誠氏叙勲受章祝賀会事務局	東京都港区芝五丁目三十一番十五号センチュリー三田ビル七階	
会費	12,000	H29/11/26	柏秋会	千葉県柏市高柳440	
会費	20,000	H29/11/28	都市政策研究会	埼玉県さいたま市浦和区北浦和3-6-11松本ビル2F	
会費	19,200	H29/12/27	家庭倫理の会柏市	千葉県柏市戸張967-26	
その他の支出	827,800				
合計	1,002,200				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		3．機関紙誌の発行事業費	
				機関誌発行費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
印刷代	137,160	H29/7/3	株式会社弘報社印刷	千葉県千葉市緑区古市場町474番268号ちば印刷団地内	
その他の支出	22,568				
合計	159,728				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
				宣伝費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
機関誌代	10,500	H29/5/31	民進党民進プレス編集部	東京都千代田区永田町1-11-1	
機関誌代	10,500	H29/12/29	民進党民進プレス編集部	東京都千代田区永田町1-11-1	
その他の支出	0				
合計	21,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		５．政治資金パーティー開催事業費	
				セミナー開催費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
案内印刷代	113,400	H29/5/31	株式会社弘報社印刷	千葉県千葉市緑区古市場町474番268号ちば印刷団地内	
会場費	337,787	H29/7/3	ホテルルポール麹町麹町会館	東京都千代田区平河町2-4-3	
その他の支出	0				
合計	451,187				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1. 領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成30年　2月　10日

政治団体の名称　民進党千葉県参議院選挙区第４総支部

会計責任者の氏名　副島　浩　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成３０年２月１０日

民進党千葉県参議院選挙区第４総支部
代表　長浜　博行　殿

登録政治資金監査人　岡田尚子
登　録　番　号　第　３７５４号
研修修了年月日　平成２２年１１月２日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、民進党千葉県参議院選挙区第４総支部の平成２９年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、民進党千葉県参議院選挙区第４総支部の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

民進党千葉県参議院選挙区第４総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、民進党千葉県参議院選挙区第４総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上